

補助対象工事

移住者向けテレワーク対応リフォーム（A～Cのいずれかの工事を必ず行ってください。）

<p><机の作り付け>A ・リビング、キッチン、寝室、子供部屋、廊下、階段下又はクローゼット等の室内空間の一角にテレワーク用の机等を新たに作り付け</p>	<p>・机等は壁等にビス等で相互に固定し取り外しできないようにする。</p>
<p>間仕切り壁等の新設</p> <p><スペースの確保>B テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で新たな室内空間を確保する、又は他の室内空間と仕切る工事</p> <p><個室の確保>C テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で他の室内空間と完全に独立した空間を新たに確保する工事</p>	<p>・間仕切り壁、窓や扉を新設し、床から高さ120cm以上、幅90cm以上の仕切りとすることでスペースを確保する工事</p> <p>・小上がり和室を新設し、新たな室内空間を確保する工事</p> <p>・間仕切り壁、窓や扉を新たに幅90cm以上設置することで個室を確保する工事</p>
<p>対象付帯工事</p>	<p>・照明又は通信などに係る電気等配線工事</p> <p>・冷房・暖房設備の新設（「間仕切り壁の新設<個室の確保>C」に限る。）</p>

移住者向け新たなライフスタイル対応リフォーム（住宅内であれば、どの部分でも対象です。）

<p>内装工事</p>	<p>・床・壁・天井の改修（感染予防、防音、木質化）</p> <p>・部屋の間仕切り壁の新設</p>	<p>・作り付け収納の新設</p>
<p>内装外装共通</p>	<p>・窓・扉等の改修（取付・交換）（感染予防、防音、省エネ）</p> <p>・断熱改修（屋根・壁・天井・床下等で外気に触れる部分）</p>	<p>・玄関への網戸の設置</p>
<p>設備等工事</p>	<p>・玄関脇手洗いの器の新設</p> <p>・換気設備の新設</p> <p>・ビルトイン食器洗い機の新設※</p> <p>・掃除しやすいレンジフードへの取替え又は新設※</p>	<p>・自動水栓の設置</p> <p>・ビルトイン自動調理対応コンロへの取替え又は新設※</p> <p>・浴室乾燥機の新設※</p> <p>・掃除しやすいトイレへの取替え又は新設※</p> <p>・宅配ボックスの新設※</p>
<p>上記に伴う電気・ガス・給水・排水等の工事</p>		

※次世代住宅ポイント対象商品（家事負担軽減に資する設備）同等品以上に限ります。

しずおか優良木材等補助加算【内装木質化】

しずおか優良木材認証製品並びに静岡県産材証明制度により産地を証明されたJAS製品及びJIS製品を使用する住宅の工事
しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認証審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。
品質、寸法、含水率（木材の乾燥具合）、強度などの項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのが「しずおか優良木材」（認証製品）です。

補助対象外工事

- ・移住者向けテレワーク対応リフォームの個室の確保以外の冷房・暖房設備の新設、取替え又は更新
- ・換気設備の取替え又は更新
- ・システムキッチン（ビルトイン食器洗い機又はビルトイン自動調理対応コンロを除く。）、洗面化粧台（玄関脇手洗いを除く。）、ユニットバス・浴槽、蓄電設備、発電設備、給湯器・ポイラー、照明器具（テレワーク対応リフォームの対象となる工事を除く。）、防犯設備、火災警報器の新設、取替え、更新又は改修
- ・網戸・障子・襖紙の張り替え、畳の取替え・表替え、じゅうたん・カーペット等の設置、取替え又は更新
- ・数年後に解体や用途変更又は所有者への返還等を予定している住宅の工事
- ・国、県、市町その他団体が補助する他の制度を利用する場合、重複する内容の工事
- ・門・塀等いわゆる外構工事
- ・屋根・外壁・雨樋等いわゆる外装工事
- ・老朽化による修繕
- ・家電製品・備品・消耗品の購入等
- ・補助対象工事の設計費・調査費
- ・その他補助金の交付が適切でないもの

申請
問合せ先

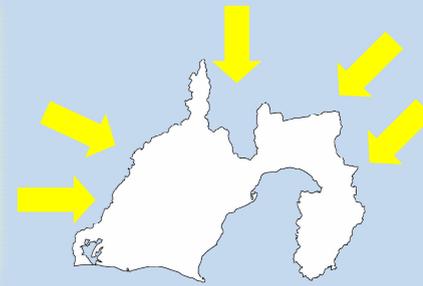
静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課
TEL:054-221-3084 FAX:054-221-3083
E-Mail: sumai@pref.shizuoka.lg.jp
受付時間 8:30~12:00 13:00~17:00
(土・日・祝日は除く)

テレワークOffice
のある暮らし

移住者向けテレワーク対応 リフォーム補助制度



静岡県への 移住者限定



移住対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

移住者向けテレワーク対応リフォーム

必須工事

机の作り付け

間仕切り壁等の新設

移住者向け新たなライフスタイル対応リフォーム

換気・
省エネ

感染予防

家事負担
軽減

補助対象は
こちら



補助金最大

35万円
(1/2補助)

しずおか優良木材等補助加算

補助金加算最大14万円



緑の住環境整備補助制度

補助対象 補助金最大15万円

- 樹木、生垣、芝生等の緑化に係る工事
- 家庭菜園に係る工事

本制度と併用で
最大64万円補助!



申請受付期間

令和3年11月24日～令和4年3月14日
申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。

【申請先】静岡県暮らし・環境部建築住宅局住まいづくり課



<県HP>

静岡県

移住者向けテレワーク対応リフォーム補助制度のご案内

静岡県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、「新しい生活様式」の定着及び本県への移住の促進を図るため、県外からの移住者が行う既存住宅におけるテレワークを始めとした「新しい生活様式」に対応したリフォーム工事に係る経費（消費税含む）に対して、その費用の一部を補助します。

制度概要

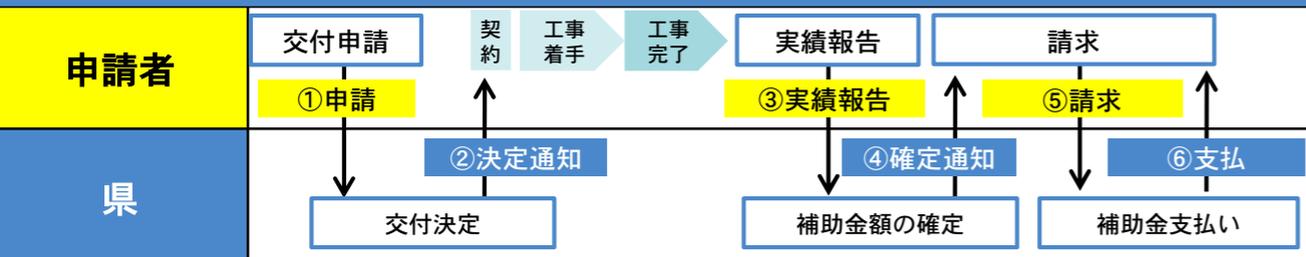
申請受付期間 令和3年11月24日（水）～ 令和4年3月14日（月）

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。

※申請後、**県による交付決定の後に事業着手（契約）**してください。

対象住宅	・移住者である個人がリフォーム工を実施する静岡県内の既存住宅 （個人が所有する住宅、賃貸住宅等が対象） ※耐震性を有する住宅が対象（リフォームと併せて耐震補強等を実施するものを含む） ※耐震性を有する住宅とは次のいずれかの住宅 ○昭和56年6月1日以降に建築に着手した住宅 ○上記以前に建築に着手した住宅で、「TOUKAI-0」総合支援事業の実施等により耐震性が確保された住宅 ○上記以前に建築に着手した住宅で、耐震診断の結果、耐震性が確認できた住宅 ○上記以前に建築に着手した住宅で、耐震シェルター又は防災ベッドが導入された住宅			
対象者	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに県外から移住した方又は移住する予定の方（移住の確認のため、住民票の写しを提出していただきます。）			
補助対象工事	①移住者向けテレワーク対応リフォーム（必須）	②移住者向け新たなライフスタイル対応リフォーム	③しずおか優良木材等補助加算	
	<机の作り付け> 室内空間の一角にテレワークを行うための机等を新たに設置する工事 <間仕切り壁等の新設> 壁等で仕切られたテレワークスペースを新たに設置する工事	・感染予防のための設備の設置や内装の変更等の工事 ・省エネ、防音や内装の木質化工事 ・家事や子育ての負担軽減となる工事 など	しずおか優良木材等を床・壁等の仕上げ材に10㎡以上使用する工事	
施工者要件	静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等			
補助額 ①+②+③	①移住者向けテレワーク対応リフォーム（必須）	②移住者向け新たなライフスタイル対応リフォーム	③しずおか優良木材等補助加算	
	最大35万円/戸 （補助対象工事費用の1/2以内） （1,000円未満切り捨て）		使用面積	
			10～20㎡未満	3万円/戸
			20～30㎡未満	7万円/戸
			30～40㎡未満	10万円/戸
40㎡以上	14万円/戸			

申請から支払までの流れ



申請書類は静岡県住まいづくり課のホームページからダウンロードし、電子メールにより申請してください。



手続きに必要な書類

交付申請

契約前に提出する書類

申請締切: 令和4年3月14日（月）

- 交付申請記入シート（Microsoft Excel形式）（要綱様式第1号、2号、3号、要領様式第1号）
- 確認及び誓約書（要領様式第2号）
- 工事概要を記載した図面（平面図等）（テレワークスペースを明記すること）
- 工事着手前の写真（工事予定箇所が分かる写真）
- 補助対象工事に要する経費の見積書の写し（補助対象工事を明記）
- 感染予防等の性能、家事負担軽減の次世代住宅ポイント対象商品であることが分かる書面
- 木びろい表（要領様式第5号）（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- 属性別添付書類 ※1
- 住民票の写し及び口座番号が確認できる書類（通帳の写し 等）
- 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書（交付申請記入シートに記載）
- 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類※2
- 交付申請書類チェックリスト（要領様式第6号）
- その他知事が必要と認めるもの



※1 属性別添付書類	所有形態		申請者	添付書類(写し)
	個人が所有する住宅		所有者	当該住宅の所有を証明する書類
			2親等以内の親族	当該住宅の所有を証明する書類、同意書（要領様式第4号） 所有者と申請者の親族関係を証明する書類
	賃貸住宅等		賃借人	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書（要領様式第4号）
2親等以内の親族			当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書（要領様式第4号） 賃借人と申請者の親族関係を証明する書類	

※2 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類

昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの	確認済証、固定資産課税台帳登録証明書、家屋登記簿謄本等
昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの	木造住宅耐震診断結果報告書、耐震診断の結果（プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業）、耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類（市町が発行する補助金確定通知、写真等）、耐震対策を実施することを説明する書面（任意様式）

実績報告

工事・支払い完了後に提出する書類

提出締切: 令和4年3月31日（木）
かつ工事完了後30日以内に提出

- 実績報告記入シート（Microsoft Excel形式）（要綱様式第5号、2号、3号、要領様式第1号）（交付申請記入シートに追記したものに限り）
- 領収書の写し（交付申請時の見積金額と工事内容に変更があった場合、請求明細書等も必要）
- 工事の施工中及び完成時の写真（施工中の写真は工事完成後に補助対象工事箇所が不可視となる場合に添付）
- 県産材販売管理票の写し（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- しずおか優良木材製品出荷証明書（しずおか優良木材製品の場合）
- 住民票の写し及び属性別添付書類（申請時に県外に居住していた者に限り）
- 耐震対策に着手又は完了したことを証明する書類（交付申請時に耐震対策を実施することを説明する書面を提出した場合）
- 実績報告書類チェックリスト（要領様式第7号）
- その他知事が必要と認めるもの